

萩藩前期の山代紙

はじめに

紙は「防長三白」(米・紙・塩)の一つであり、近世防長の特産物である。なかでも山代紙は請紙制のもと、米と並んで藩財政の柱となっていた。本稿は、萩藩前期の山代紙について、石高・年貢・和市・藩財政といった主要要素との連関を中心に、具体的に明らかにしようとするものである。

山代請紙制については、御菌生翁甫『防長造紙史研究』^①という古典的業績があり、六〇数年を経た現在でも、通説の位置を占めている。しかし、とりわけ萩藩前期(慶長五年〜貞享四年＝一六〇〇〜一六八七)の山代請紙制成立・展開期については、残された課題が多い。これは当該期の史料が乏しく、主として「製紙録」・「山代温故録」^②といった後期以降編纂の史料に依拠したこと起因している。また、石高・年貢・和市・藩財政等、主要要素との連関把握に課題を残している。

そこで本稿の課題は、「萩藩前期の山代紙」という主題について、

新出史料を活用してより具体的に分析し、かつ主要要素との連関把握をより進めることである。なお本稿は、筆者の一連の萩藩前期藩財政研究の完結編でもあるので、前稿三編^④をも参照されたい。また、萩藩の検地・年貢に関しては、拙著の理解を前提としている。^⑤

一 山代請紙制の成立

山代請紙制の成立を考察するには、まず石高との関係を明らかにしなければならない。萩藩では寛永二年(一六二五)に熊野検地を実施し、本藩領下の山代地域(玖珂郡北辺・都濃郡北辺のうち支藩領を除く)を全部蔵入に取り込んだ。この時点の山代石高は、表(一)にみるように四万八〇一五石一斗八升である。これは、後述する「益田牛庵覚書」^⑦のあげる数値とも一致し、信頼のおける数値である。

表では、一部給領を含んでいた慶長十年(一六〇五) 国絵図・郷帳の石高^⑧、慶長十二〜十八年三井検地の石高をも比較のために掲げた。慶長十年高(この高は、八か国時代の慶長三年兼重検地高と秀

表(1) 山代石高の変遷

単位：石

村名	慶長10検見帳石高	三井検地石高	寛永検地石高	同蔵入石高	内小成物	三井検地倍率	三井～寛永検地倍率
大原村	238.708	884.327	1545.180	1545.180	339.9650	3.70	1.75
宇佐村	243.960	505.936	1052.400	1052.400	127.6180	2.07	2.08
須川村	194.300	997.589	1665.930	1665.930	458.1550	5.13	1.67
深川村	249.300	1120.897	2266.210	2266.210	769.8930	4.50	2.02
広瀬村	806.063	2903.980	5149.010	5149.010	1826.9410	3.60	1.77
河山村	492.402	3033.574	5365.920	5365.920	2856.1655	6.16	1.77
根笠村	301.620	1137.870	2299.020	2299.020	1450.8270	3.77	2.02
府谷村	530.408	2016.208	4183.880	4183.880	1965.2415	3.80	2.08
波野村	278.820	1077.746	1825.910	1825.910	721.7660	3.87	1.69
本郷	1621.080	3953.318	7695.640	7695.640	1782.6190	2.44	1.95
阿賀郷	1004.981	2669.528	5213.800	5213.800	1973.4125	2.66	1.95
生見村	1259.080	3434.139	5989.570	5989.570	1703.8240	2.73	1.74
南桑村	341.600	897.858	2102.280	2102.280	1283.1270	2.63	2.34
三瀬川村	304.601	862.639	1660.430	1660.430	542.1850	2.83	1.92
根笠錫山		3566.540					
合計	7866.923	29062.149	48015.180	48015.180	17801.7395	3.69	1.65
瀬越村					807.728		
金峰村					924.052		
中須村					425.000		
小計					2156.780		

※出典：「周防御朱印兼重和泉蔵田与三兵衛検見帳」(県庁伝来旧藩記録280)。

「周防三井但馬蔵田与三兵衛検見帳」(県庁伝来旧藩記録281)。

「周防寛永式年坪付帳」(県庁伝来旧藩記録283)。

「給領御配郡別石高名付付立」(毛利家文庫「政理」6)。

※金峰村は寛永17年、瀬越村・中須村は同18年に山代添石となる。(「山代縣令伝記」)。

吉領知高防長分が近接していたため、惣高で領知高を継承し、前者を検見によって若干修正した)から三井検地高への移行は、平均で一・八倍であったが、山代についてはそれを上回る三・七倍となっており、山代にのっての三井検地の過酷さが窺えよう。三井検地での山代蔵入高は、約二万石であった。後述するように元和末に山代のみで実施された熊野検地によって、山代蔵入は二万六〇〇〇石となった。

そして表に見る寛永検地で、四万八〇一五石余となった。これは三井検地石高を一とする平均で一・六五倍となっている。三井検地は七ツ三分成、寛永検地は五ツ成の地であったから、石高が一・四六倍となっていれば想定物成は同額となる。諸郡では過酷な三井検地によって農村が荒廃していたので、過去四年間の年貢の平均をとり、これが五ツ成になるように押したので、総平均倍率は一・一二倍に止まり、揺れ戻しによる減免の結果となった。そのなかで山代のみが一・六五倍となっているのである。山代蔵入石高四万八〇〇〇石余のうち「小成物」(四木ほかの有用樹木)の石高は、一万七八〇〇石余と三七%を占めている。山代においては、小成物のかかなりの部分が楮であったとみられる。そればかりか山代の場合は、田方石高が極めて高く設定してある。物成を一旦収納した上で御仕入米として地元「売る」、そしてこの代金を紙の収納で決済するという請紙制の導入を前提とした打ち出しである。

表(2) 山代石高と所務辻

年度	石高(石)	代官調辻(貫目)	代官名
慶長19年分	19883.649	130.688500	武安助左衛門尉調辻
元和5年分	19950.953	200.728072	村井二郎左衛門尉調辻
元和6年分		246.465460	平川清兵衛調辻
元和7年分		271.105254	同
元和8年分		280.695800	同
元和9年分		302.888380	同
寛永1年分		350.126900	同
寛永2年分	48015.190	450.322403	同(新高)
寛永3年分		515.073140	同
合計		2748.093909	

出典：毛利家文庫巨室8「益田牛庵覚書」。

参考：寛永20年分山代現高57286石。

参考：承応2年山代現高59526石(畠方12206石。楮石23055石。田方24265石)。

所務辻が急増していることにも注目しておこう。

右のことは、寛永元年十月二十日付の次の史料¹²⁾によっても確かめられる。

此段ニ被仰進之由候事、

一山代郡之事、

一高式万石 三井検地

銀百五六拾貫目之間、但人力色々なる立物を以銀之辻如此、

三 但馬代官之時之分、同式百貫目、村井二郎左衛門代官之時、是茂色々立物右同、

右同前之事、

一井上五郎右衛門代官之時、平川清兵衛右之式百貫目之外ニ銀子五百枚仕出シ進上可申之由候故、彼清兵衛代官被仰付候、則山代江罷越候、左候て右之五百枚ハ不及申、其上又銀五百枚余仕出申候、彼清兵衛申様ニ、右之御約束之辻ニて候へ者、其上ハ私取申事候得共、兎角御馳走ニと存、不残上ケ申候、

付、其後之年清兵衛申候様二者、彼山代御検地被仰付候て可

然之由申候条、熊野藤兵衛ニ検地被仰付候へ者、最前者式

万石之所ニて御座候を、六千石出来申候而、引合式万六千

石余ニ成申候、左候て其年之石高より又銀子仕出シ申候、

就夫少口上在之事、

付、又当年茂五拾貫目及仕出候、引合式万六千石ニ銀子三百

四五拾貫目公納之由候、左候へ者右之石高より物成大分上

二成候事、

右の史料では、三井検地での山代蔵入高は約二万石であったこと、三井が「代官」(当職の意)のときの所務辻は一五〇〜一六〇貫目であったこと、村井が山代代官であったときのそれは二〇〇貫目であったこと、井上が「代官」(これも当職の意)であったとき平川を山代代官にして(元和六年任命¹³⁾)所務辻を上げたこと、平川の提案で元和末に検地を実施し山代蔵入高が二万六〇〇〇石になったこと、寛永元年には所務辻は三四〇〜三五〇貫目となったことが云われており、表(2)と矛盾するところはない。そして、寛永二年検地で山代惣蔵入地化と増石が行われ、石高は四万八〇一五石余となった。

つぎにもっと詳細に、三井検地・寛永検地での「小成物」、そして楮石の成立までを追ってみよう。三井検地・寛永検地の坪付帳(検地帳)が現存するのは、元和三年成立の下松藩(のち徳山藩)の史料である。そのなかで山代に隣接し、紙漉村であった須万村の坪付帳¹⁴⁾をみる。まず三井検地の坪付帳の末尾はつぎの通りである。

合田数四拾六町式畝拾歩

米六百四拾五石六斗六升

(畠・屋敷略)

楮六百八拾壹釜七把

米八拾八石七斗七升八合

茶ノ米式拾四石式升八合

(漆・樹木・桑略)

已上百拾七石九斗八升四合 小成物

合千百拾五石九斗八升四合

三井検地の収納原則は、田方は石高一石から米七斗三升を収納し(すなわち七ツ三分成)、畠方(田方以外の畠・屋敷・小成物等)は、石高一石から銀一〇匁を収納するというものである。そこには米七斗三升 \parallel 銀一〇匁、つまり米一石 \parallel 銀二三匁七分の和市が設定されている。三井検地ではじめて「小成物」に課税した。「小成物」は、右の史料に見るように、楮・茶・漆・桑の四木のほか、蜜柑・山椒・柿などの有用樹木である。なかでも楮への着目度が高い。その楮は、一釜当たり一斗三升到石盛をされている(八八・七七八 \div 六八一・七 \parallel 〇・一三)。これは一筆ごとの石盛でも確認できる。そして畠方石高一石に銀一〇匁の収納であるから、楮一釜の収納は銀一匁三分である(〇・一三 \times 一〇 \parallel 一・三)。

つぎに同村寛永検地坪付帳¹⁵の楮集計の部分掲げる。

楮式千五百七拾三釜五把

銀三貫三百五拾五匁七分七厘壹毛

米にして四百八拾九石九斗四升三合

但、和市右二同し、

楮一釜は、一斗九升到石盛をされている(四八九・九四 \div 二五七三・五 \parallel 〇・一九)。「和市右二同し」という但し書は、畠のところにある「但、百目ニ付拾四石六斗宛」を指しており、石高一石に付

き銀六・八五匁の収納を意味する(三三五・七七一 \div 四八九・九四三 \parallel 六・八五)。石高一石に付き銀六・八五匁の収納は、畠方の畠・屋敷・小成物に共通である。三井検地では、田方高一石に米七斗三升の収納(七ツ三分成)、畠方高一石に銀一〇匁の収納であるから、米一石 \parallel 銀一三・七匁の和市(一〇 \div 〇・七三 \parallel 一三・七)を設定していた。寛永検地では、田方高一石に米五斗の収納(五ツ成)、畠方一石に銀六・八五匁の収納であるから、米一石 \parallel 銀一三・七匁の和市(六・八五 \div 〇・五 \parallel 一三・七)、すなわち三井検地と同じ設定である。¹⁶この背景には、①田方高一石と畠方高一石は等価である、②田方は米で収納し、畠方は銀で収納する、③寛永検地への移行にともなって仕法としては収納額を変えない、という前提があった。七ツ三分成高から五ツ成高への移行に際して、想定収納額を変えないためには、石高を一・四六倍すればよろしい(一 \times 〇・七三 \parallel 〇・七三、一・四六 \times 〇・五 \parallel 〇・七三)。右に掲げた「但、百目ニ付拾四石六斗宛」にも、一四六という数値が表れている。前にみたように三井検地帳の楮一釜は一斗三升到石盛をされた。畠高一石に一〇匁の収納だから、楮一釜の収納は、一匁三分である(〇・一三 \times 一〇 \parallel 一・三)。寛永検地帳の楮一釜は一斗九升到石盛をされた。これは三井検地楮石高の一・四六倍である(〇・一九 \div 〇・一三 \parallel 一・四六)。楮一釜からの収納は銀一匁三分である(〇・一九 \times 六・八五 \parallel 一・三)。楮一釜からの収納は、三井検地と寛永検地は同額であり、石高が一・四六倍になったのである。

ところで、右の寛永検地帳の後続部分によれば、畠方のうち「紙船役銀」（紙漉水槽への課税）・「梁役銀」（鮎漁への課税）・「山役銀」については、「但、拾匁ニ付壹石宛」、つまり石高一石に一〇匁の収納となっている。このほか他村の例では、浦屋敷・浦立銀・町屋敷・塩浜銀・鉄炮役銀・川口拾歩一銀などが、石高一石に一〇匁収納である。つまり寛永検地には、米一石 \parallel 銀一三・七匁（一〇 \div 〇・七三 \parallel 一三・七）の和市と、米一石 \parallel 銀二〇匁（一〇 \div 〇・五 \parallel 二〇）の和市が併存しており、後者への移行過程にあったのである。そして寛永期中には、畠方高一石に一律一〇匁収納に増徴されたので、楮一釜（高〇・一九石）の収納は、一般村では一・九匁収納となったはずである（〇・一九 \times 一〇 \parallel 一・九）。さらに寛文期からは、一般村では二匁の上がり銀を付けて畠高一石に一二匁収納とした。いずれも和市対応である。

以上、三井検地では、楮ははじめて石盛をされた「小成物」の一種であり、楮一釜は一斗三升の石盛、銀一匁三分の収納（〇・一三 \times 一〇 \parallel 一・三）であった。寛永検地では一斗九升の石盛、銀一匁三分の収納（〇・一九 \times 六・八五 \parallel 一・三）であった。寛永期中に一般村では、収納が一匁九分に増徴（〇・一九 \times 一〇 \parallel 一・九）された。

つぎに寛永検地後の山代は、どうなったであろうか。山代代官平川正時宛の寛永三年九月十七日「当職益田元祥・同清水景治¹⁷」は、つぎのようである。

覚

一山代田方之物成、近年六ツ成五歩二被相調之候、今年者七ツ三歩成ニ可被相定候事、

付、今年者田方之米和市之出入可有之哉之事、

一山代畠方、去年熊野藤兵衛相究辻を以可有指引事、

一楮方之儀、其方才覚を以仕出無紛候、然とも楮ね段今少上ヶ被

申可有公納事、

以上

右山代御所務方仕組之儀、如此可被相究之候、（下略）

ここでは「山代御所務方」つまり山代での年貢収納方針が示されている。寛永検地以降は、田方高一石に五ツ成の米五斗、畠方高一石に銀六・八五匁を収納する。それを山代にかぎって、田方高一石に六ツ五分成の六斗五升取ってきたが、七ツ三分成の七斗三升に上げよ。さらに収納した米を、現地に「売る」ための「米和市」を變更せよ、というのである。勿論その「売った」米の代銀は、紙の収納で決済するということが含意されている。山代の田方石盛は高く、かつ右に見るように諸郡石高に五〇%の免を、山代に限って六五%から七三%に上げよというのである。表作でできた米をおそらく全部一旦取り上げて、これを飯米として「売る」。その和市も高くする。これはたんに米を多く収奪する目的ではなく、紙を多く収奪する目的である。

畠方は、前年の熊野検地（寛永検地）での収納、すなわち高一石

に銀六・八五匁の収納である。そして「楮方」は、楮一釜 \parallel 一・三匁（高〇・一九石 \times 六・八五匁 \parallel 一・三匁）の収納をもっと上げよというのである。楮は、畠方の小成物（三井検地ではじめて石盛された）の一種であったが、山代では田方・畠方と並ぶ「楮方」、したがって「楮石」に特化した。

二年後の平川正時宛寛永五年九月二十一日「益田元祥寛」¹⁷は、つぎのようである。

覚

一 今度自江戸以御意、山代御蔵入御究被仰付候ニ付而、為御檢使

原権左衛門尉被差出候間、被相談無緩可被相究事、

一 楮究之儀肝要ニ候、理在之所能々被人念可被相究事、

一 楮究之儀、地下人をゑらひ候而可被相究候、左候而新帳可被申

付事、

一 右之帳を以ためし之儀、原権左可被申付候条、以此上さし引、

村々之究可被申付候、（中略）

一 楮一釜之ね段、銀三文目ニ可被相定事、

今度藩主からの御意で、「山代御蔵入御究」を行い、檢使として

原権左衛門が山代に派遣される。「御究」の中心は、「楮究」（楮検地）

であり、「新帳」（帳面）ともいい、楮検地帳）を作成する。楮一

釜 \parallel 三匁収納（おそらく平川の提案）とせよという。これは既述し

たように、楮一釜を一斗九升に石盛をし、石高一石から六・八五匁

を収納するから、楮一釜からの収納は一匁三分であるという寛永檢

地の原則の、山代に限つての変更である。この変更は、後述する石盛の変更と、寛永檢地のもう一つの和市への変更を同時に伴つたと推定される。つまり、楮一釜を三斗に石盛をし、石高一石から銀一〇匁を収納する（寛永檢地畠方のもう一つの和市）として、楮一釜から三匁を収納するというものである。

この推定を裏付ける史料がある。承応元年（一六五二）十月七日「国元加判衆奉書」¹⁸である。

先年より楮釜数七万弍千余之御定にて、一釜三匁一分之御調仕

来候、其後能美七左衛門・神保一郎右衛門存之時相究候へハ、

現楮五万釜程有之由候、然共御調ハ七万弍千余釜之辻ニ被仰付

候故、近年色々地下中持を以、且々御調申之由候、

楮七万二〇〇〇釜は、一丸 \parallel 三釜漉きであれば二万四〇〇〇丸で

ある。これが先年からの「御定」であるといっている。「御定」は、

寛永五年の「楮究」（楮検地）で行われた蓋然性が高い。

「一釜三匁一分之御調仕来候」とあるのは、寛永五年の平川の提

案「楮一釜之ね段、銀三文目」が、「楮究」の実施過程でもう少し

上げられたものと考えられる。

ここで、楮一釜を三斗一升到石盛をし、寛永檢地のもう一つの和

市（石高一石から銀一〇匁を収納する）を採用して楮一釜に銀三匁

一分を収納することにしたのではないか、という仮説が成り立つ。

すなわち「〇・三二石 \times 楮釜数 \parallel 楮石、また〇・三一石 \times 楮釜数 \times

一〇匁 \parallel 楮銀」である（〇・三一 \times 一〇 \parallel 三・一）。

表(3)「御両国御蔵入物成を以指引物付立」山代紙関係抜粋(承応2.4.10)

項目	石高(石)	米(石)	備考
山代添石共ニ	59980.0		
内			
山代畠方(現高)	12206.0		
山代楮石(現高)	23055.0		
山代田方(現高)	24265.0	9706.0	四ツ成ニして
山代現高計	59526.0		諸引方454石ということになる。
米方請			
山代田方物成		9706.0	
米方払			
山代碁岩国より大坂迄舟賃米		400.0	2万丸ニして(丸別2升)
山代にて売米之分		10000.0	100匁=3石
銀子方請			
項目	米(石)	銀(貫目)	備考
山代にて売米代銀		333.3	100匁=3石替
山代畠銀		111.4	現高1石に9.13匁(若干の間違いあり)
山代楮銀		223.3	現高1石に9.69匁(若干の間違いあり)
山代碁すき舟役		9.0	
山代南桑より岩国迄河舟運上銀		4.2	丸別2分宛。(21000丸相当)
山代山役他		0.6	以上6項目計681.8貫目。
山代碁大坂運上御利徳銀		150.0	
山代碁大坂運上岩国~大坂運賃 碁座調		14.0	丸別7分
山代古碁百足や調一年分		10.0	残168貫目、慶安4年より
山代碁関係銀子請小計		855.8	江戸御遣銀は700貫目。大臨時と江戸借銀 返済を含めると、江戸御遣方は1009貫目。
銀子方払(御国にて御遣方の内)			
御切碁を以山代より調辻		20.0	
山代痛申ニ付下り		130.0	
引当物			
山代碁大坂運上2万丸之根銀之分		600.0	
根銀600貫目の2割半上り之分		150.0	外ニ1割は碁座へ被遣
岩国~大坂運賃碁座より調分		14.0	2万丸
山代古碁百足や調残り1年分		10.0	
山代碁関係引当小計		774.0	
山代御米の代銀畠銀楮楮銀外う き役共ニ681貫800目之内600貫 めハ碁を以大坂指上せ残分現銀 にて御国内にて納分		81.8	根銀残分、現銀納入。
山代痛申ニ付而下り		-130.0	減免分。
山代碁関係引当残		725.8	銀子請備考参照。

※出典:「御両国御蔵入物成を以指引物付立」承応2.4.10(継立原書11)。

この仮説を山代石高の変遷から検証してみよう。寛永二年(一六二五)検地での山代石高は、四万八〇一五石余である。つぎに山代石高が知れるのは、寛永二十年(一六四三)分蔵入請払一紙の五万七二八六石(物成辻七〇〇貫目)であり、九二七一石の増石をみて、増石のうち表(1)に示したように、寛永一七年の金峰村(九二四・〇五二石)、同一八年の中須村(四二五石)・瀬越村(八〇七・

七二八石)の計二一五六・七八石が山代に添石となったのを除けば、七一一四・二二石の増石となる。この増石の主因は、寛永五年の「碁究」であろう。そしてこの寛永二十年分請払一紙では、山代物成辻七〇〇貫目は「江戸御遣方」に引き当てられており、山代紙が藩財政の柱になっているのである。

表(3)は、承応二年(一六五三)四月十日の予算大綱の内、山代関係抜粋したものである。この段階の山代惣高は五万九千九百八十石(添石共ニ)とあるのは、金峰村・中須村・瀬越村が加わったことを示す、このうちから諸引方(庄屋給・永否などの年貢控除高)四五四石を引いた現高(課税基準高)は、五万九千九百五十二石。この現高の内訳は、田方現高二万四千二百五十五石(四〇・八%)・畠方現高一万二千〇六石(二〇・五%)、楮石二万三千〇五十五石(三八・七%)である。楮銀は、二二三貫三〇〇匁であり、楮石×一〇匁=楮銀に近い。楮銀から楮釜数を逆算すると、二二三三〇〇÷三・一=七二〇三二釜、およそ七万二〇〇〇釜である。前掲承応元年史料の「先年より七万式千余之御定」とびつたり一致する。また、「製紙録」につきのようにある。

明曆年中より追々楮検地猶御改法採替被仰付候廉書

一 楮七万式千三百五拾四釜七把四歩、明曆四戌年檢

地被仰付候分、御代官村上七兵衛役中也、

一六万千六百拾四釜三把壹歩、寛保七年御改粟屋五郎兵衛役中、
楮石釜別三斗壹升、石貫ニして八拾三匁分宛被召上候、右江

对シ庄屋・畔頭給千石之当りを以高除ニして被立下候、

一六万式千三百七拾釜六把壹歩、貞享四年御代官福井吉兵衛役中
改也、其後元禄十年御改相成候へ共、員数増減無之、御代官井
原小七郎役中也、

一五万釜、享保十九寅年御代官坂九郎左衛門役中御改辻、前段之
楮石江当庄屋・畔頭給米先年以来被立下候処、寛保三亥年楮石
壹万五千五百石御宥免被仰付候、(下略)

「製紙録」の前期山代に関する記述には、誤りが含まれている。
まず第一条の楮釜数は、「先年より七万式千余之御定」の系統の数字として首肯できるが、「明暦四戌年検地」の事実はない。あるのは、一部前掲した承応元年史料¹⁸⁾によれば、山代代官市川九郎右衛門就昌が、「去当年楮悪敷」ために、「現楮之宥被仰付、其辻を以御公納被仰付候様ニ」との山代三老の要請をうけて行った楮究である²⁰⁾。この楮究は、帳面楮の七万二〇〇〇釜余は変更せずに、二万丸(承応二年予算大綱の大坂運送紙、一丸 \equiv 三釜漉きで六万釜、三・〇七釜漉きで六万一四〇〇釜)余に押したものと推定する。

二カ条目の「寛保七年」は寛文七年(一六六七)が正しく、山代代官粟屋就政が萩から検使を迎えて行った「七年秋山代中御帳面楮検地」²¹⁾である。右の数字の「六万千六百拾四釜三把壹歩」は、他の

史料に「山代御帳面現楮六万千七百釜余」²⁴⁾とあって一致する。しかも寛文七年の楮究はたんなる押ではなく、帳面楮の改定を伴う「楮検地」であった。

この第二条に注目すべき記述がある。「楮石釜別三斗壹升、石貫ニして八拾三匁分宛被召上候」という記述である。前半は楮一釜を三斗一升到石盛をするということを云っており、後半は「石貫にして八拾錢三匁分を召し上げる」と云っている。「八拾三匁分」と読んではいけない。「八拾錢三匁分」と読むのである。畠方高一石から八〇錢(八〇文) \equiv 銀一匁の和市(したがって銀五〇匁 \equiv 錢四貫文の和市)で銀三匁一分を収納するの意味である。前半と後半を通して解釈すると、楮一釜を三斗一升到石盛をする。楮石一石に一〇匁を収納するから、楮一釜からは銀三匁一分を収納する。さきに寛永五年の楮究(楮検地)は、「〇・三二石 \times 楮釜数 \equiv 楮石、また〇・三一石 \times 楮釜数 \times 一〇匁 \equiv 楮銀」という仕法であったという仮説を立てたが、これが裏付けられた。

第三条では、貞享四年(一六八七)の楮究(貞享検地)が六万二三七〇釜余(帳面楮)とする。これに〇・三一石を乗ざると楮石一万九三三四石余となり、他の史料²⁵⁾で、貞享検地の楮石が一万九三五・九七石としているのと合致する。その後元禄十年(一六九七)に地下押が行われたが、帳面楮の改定はなかった。地下押で五万釜となり帳面楮との差額は、二四%の被楮(かづきこうぞ)となった(五万 \times 一・二四 \equiv 六万二〇〇〇)。

第四条には、享保十九年（一七三四）に、十七年の「虫枯」と十八年の「疫病」による山代の極度の疲弊を立て直そうとして行われた楮究で、帳面楮が五万釜となったこと、それにもかかわらず山代の疲弊が止まず、寛保三年（一七四三）に畠への「二重年貢」に当たるとして、楮石一万五五〇〇石を「御宥免」したことが書かれている。楮五万釜は、一釜 \parallel 〇・三一石とすれば一万五五〇〇石となり、右の記載と一致する。帳面楮は、寛永五年七万二〇〇〇釜、寛文七年六万一七〇〇釜、貞享四年六万二三七〇釜、享保十九年五〇〇〇釜と変遷した。

こうして、楮一釜の石盛は、寛永五年から一貫して三斗一升であったこと（山代にのみ存在する楮石の成立）、また帳面楮で楮生産の管理（ノルマの設定）をしていたことがわかった。

だが山代請紙制の本質は、右のことに止まらない。請紙制では、楮石からのみ紙を収納するのではなく、田方石・畠方石からも紙を収納するのである。表（3）にかえってそのことを検討してみよう。

承応二年（一六五三）四月十日付蔵入予算大綱の中に登場する山代紙関係項目は、表（3）の通りである。²⁶山代惣高は約六万石、現高（惣高から諸引方 \parallel 年貢控除高を引いた課税基準高）は五万九五二六石である。田方現高二万四二六五石、畠方現高一万二二〇六石、楮石二万三〇五五石となる。寛永検地は五ツ成であるところ、山代田方物成は四ツ成が想定されている。山代石高は、紙を多く収納することを目的としているので、高石である。四ツ物成九七〇六石は、

精一杯のところであったと思われる。これに少し米を足し、一万石が「山代にて売米」となる。「売米」の和市は、一〇〇匁 \parallel 三石（これを三石替という）であり、この予算大綱の定和市一〇〇匁 \parallel 五石（五石替）よりも相当高い。つまり山代農民は、自分の作った米のほとんどを一旦取り上げられ、それを高く「買」って、飯米とせざるをえない。楮修甫・紙漉きという重労働を支えるには、多くの飯米を必要とした。足らなければ、他宰判・他国から飯米・飯麦を買わなければならぬ。一万石の「山代にて売米代銀」三三三貫三〇〇匁は、紙の収納で決済する。畠方一万二二〇六石には、石別一〇匁が懸けられ（一部間違いを含む）、畠銀は一貫四〇〇匁である。これも紙の収納で決済される。

そして楮石は、前述したように楮一釜 \parallel 三斗一升到石盛をされて二万三〇五五石、石別一〇匁が懸けられ（一部間違いを含む）、楮銀は二二三貫三〇〇匁であり、これも紙の収納で決済される。楮銀から逆算すると、楮釜数は七万二〇〇〇釜であり（二二三三〇〇 \div 三・一 \parallel 七二〇三三）、寛永五年に定まったであろう帳面楮に一致する。帳面楮数は、目標値（ノルマ）として維持されたと考えられる。「山代にて売米代銀」・畠銀・楮銀の合計は、六六八貫目であり、山代紙漉き舟役・南桑 \searrow 岩国の川舟運上銀・山代山役という三項目の雑税一三・八貫目が加わって、六項目の合計は六八一・八貫目となる。これに「大坂運上御利徳銀」（「売上り銀」ともい、紙の売却益である）一五〇貫目と紙座（大坂で山代紙の販売を請け負う商

人)の負担する岩国く大坂間の運賃一四貫目、それにかつて紙座構成員だった百足屋の未払い紙代返済一年分の一〇貫目を加えると、銀子方請合計は八五五・八貫目となる。ただし、慶安四年・承応元年分は前掲史料に「去当年楮悪敷」とあつたように、楮が不作で「山代痛申二付而下り」一三〇貫目の減免を予定せざるをえなかつた。

前述した寛永二十年分請払一紙での山代物成辻は七〇〇貫目であり、これが「江戸御遣銀」に引き当てられていた。江戸出費は、山代紙収益七〇〇貫目で賄う方針であつた。この方針は、承応二年の予算大綱にも引き継がれており、引当物の項目は、すなわち「江戸御遣銀」七〇〇貫目への引当の意味である。引当物の第一項目は、山代紙大坂運上三万丸の「根銀」六〇〇貫目である。二万丸(一九〇三釜漉きとして六万釜、三・〇七漉きとすれば二万二四〇〇釜)は、楮不作の影響で目標の帳面楮七万二〇〇釜(一九〇三釜漉きで二万四〇〇丸)に届いていない。また、二万丸の「根銀」六〇〇貫目は、一九当たり三〇匁の「根銀」設定である。藩からすると「根銀」は、元値を意味し、百姓からすると「御買上値段」、つまり値切られていることを意味する。「根銀」一九三〇匁は、この頃の大坂の紙相場を勘案して設定されたと考えられる。

引当物の第二項目は、「売上り銀」すなわち藩の紙売却益である。「根銀」六〇〇貫目の二五%一五〇貫目が計上されている。そしてほかに一〇%六〇貫目が紙座の収益となる(ただし岩国く大坂間の運賃一四貫目は紙座持ちである)。藩の「売上り銀」は、寛永十七

年には「本銀」(「本ね」)の四〇%に設定されていたが、²⁸⁾承応期の相場・紙座との関係に規定されて二五%の「売上り銀」に甘んじなければならなかつたと思われる。

こうして小計七七四貫目の引当に現銀収納の八一・八貫目を加える。この部分は、「山代御米之代銀・畠銀・楮銀、其外うき役共二」六八一・八貫目から「根銀」六〇〇貫目を引いたものである。紙収納が目標に近づいていれば、紙でもって決済されるべきものである²⁹⁾が、楮不作によって余儀なく現銀で収納する予定になつている。これは前掲承応元年の史料に、帳面楮七万二〇〇〇釜が達成されない近年では、差額を「色々と地下中持を以、御調申」すと山代三老が述べている事実と対応する。そして最後の項に減免分が計上されている。これは慶安四年分・承応元年分の楮不作が深刻であつたために、また収納目標や仕法そのものが過酷なためにとつた減免措置である。こうしてかろうじて「江戸御遣銀」七〇〇貫目を少し上回る七二五・八貫目の引当となつている。

つぎに請紙制の成立を跡づけるには、物成(米・畠銀・楮銀)を紙の収納で決済するという制度はいつ成立するか、販路の確保はいつなされたかを検討しなければならない。「山代縣令伝記」³⁰⁾にはつぎのようにある。

平川清兵衛正時

右自寛永七庚午、同八未十二月二至る、

此時より山代半昏御買上になる、広瀬村隅四兵衛と云もの大坂

江被遣、京町人角倉卜申江取組なる、

この史料が、これまで山代請紙制の成立をいう場合に根拠となってきたものである。平川任期中の寛永七、八年に請紙制が成立したとするのである。まず山代代官の在任期間では、平川正時が代官に任命されたのは、前述のように元和六年であり、楮検地の寛永五年までは在任が確認できる。「山代半昏御買上になる」というのは、物成（米・畠銀・楮銀）を紙の収納で決済することを意味するから、請紙制の要件が成立したことを云っていることになる。また紙の販路の確保も、請紙制の要件の一つである。のちに紙座と呼ばれる商人に、「京町人角倉」の名があがっている。

確かな史料である寛永二十年分蔵入請紙一紙¹⁹では、山代惣高五万七二八六石、同物成辻七〇〇貫目とし、これが「江戸御遣方」に引き当てられている。これは山代紙が藩財政の柱に位置付けられたことも意味する。

以上、①楮石の成立と楮石・帳面楮による楮生産の管理（ノルマの設定）は、寛永五年の楮検地による。②物成（米・畠銀・楮銀）をもつばら紙の収納で決済するという制度は、寛永五年〜寛永八年に成立し、寛永十七〜二十年にはかなり成熟していた。

紙の販路の確保と市場についてはどうであろうか。寛永十一年の史料²⁰では、大坂商人の大塚屋が、「本銀之外ニ壹和利上ケ候て、近年御馳走申上候ツ」、しかし堺衆と競合し、「又私式歩上ケ候て、山代紙ね付本銀之外ニ壹和利七歩上ケ候て御請仕候」と云っている。

つづいて寛永十七年の史料²¹では、大塚屋と京商人静岡吉左衛門が、「山代紙本ね之外ニ四わりを加、只今迄売り上ケ申候へとも、紙本ね付高直ニ罷成」、「紙之代銀只今迄ハ紙着不仕候へとも、銀子大分被懸仰」、「借銀を以江戸方之御遣方申上候」と云っている。大塚屋・静岡は、山代紙の紙座であり、寛永十一年には「本銀」（「本ね」）のほかに一割七分の「売上り銀」、十七年には四割の「売上り銀」が想定されていたことがわかる。寛永十七年以降、四割の「売上り銀」が、藩側の目安となっていた。

寛永末の山代紙の販売については、つぎの史料がある²²。寛永十八年の暮に藩借銀が七〇〇貫目出来たことについて述べたあと、つぎのように云う。

一天下き、んのはしめゆへ、御物成ハ無之、山代紙も在々之ことくたがひ、上方にて御うりはらひも相ならず候てつかへ、十七年・十八年之紙御そんになり申候故、よに出所無之候て、御借銀にてこ、もと相と、のへ候事、（中略）おなじとし（寛永二十年）山代紙すこしうりたて、八百貫目ほと御座候へとも、云々

寛永末の飢饉の影響によって山代紙が売れなかったこと、寛永二十年には八〇〇貫目ほど売り上げたことがわかる。同年分の蔵入物成一紙では、「江戸御遣方」に山代物成辻七〇〇貫目が引き当てられていたことは前述した。

承応元年（一六五二）十月二十七日「江戸京大坂御借銀帳」²³の大

坂借銀の冒頭に、つぎのようにある。

一 銀百五拾八貫四拾八匁

大塚屋節齋

同勝兵衛

右山代昏座被仰付候時、慶安元ノ二月ノ御元銀式百貫目相調候所ニ、同年七月ニ昏座静間玄可ニ被仰付候、昏不残玄可へ引渡候ニ付而、右ノ式百貫目返弁被仰付儀ニ御座候へ共、其節御銀子無之、直様御借銀二月別壺和利ニして御借用之内、慶安四ノ拾弍月迄元利算用状之前、(下略)

この史料では、慶安元年(一六四八)七月に、「山代昏座」をそれまでの大塚屋から静間に替えたことがわかる。すでに二月に紙代銀のうち二〇〇貫目を大塚屋から受け取っていたので、それが借銀となったのである。同じ史料に つぎのようにある。

一 三百貫目

奈良^罪や吉左衛門尉

同、間中長兵衛

同、くけや長右衛門尉

京、かぎや九左衛門尉

右紙座前銀トして、胡麻屋長左衛門・昏や七右衛門口入を以、慶安四ノ十二月ニ、月別壺和利ニして慶安五ノ十二月切ニ御借用之分、

ここでは、慶安四年十二月に胡麻屋長左衛門ほかと紙座契約をなし、「紙座前銀」として三〇〇貫目を借用したことがわかる。この

直前に つぎの史料がある。⁸⁵⁾

於大坂ニ各相談仕見申候へ共、御借銀ハかし手無之ニ相極、山代昏之座被仰付候ハ、当分銀子三百貫め御用ニ立、昏代銀調之儀ハ度々ニ無滞可相調候条、如先年壺和利之口錢被仰付候様ニと、胡麻屋其外昏座之者三人申之由候、(中略) 此中御直売ニ被仰付候とても、右之三人之昏座之者共中かいに仕うけ取候てこそ売払仕候、此以後昏の座を三人ニ被仰付、(中略) 昏座被仰付少御損有之分ハ不苦御事候条、其御地より如被仰上之昏座被仰付、云々

江戸方では、七、八〇〇貫目ないと越年が出来ない状況のなかで、「御直売」から胡麻屋ほかと紙座契約を結ぶ方向に転換するかどうかの決断を迫られている。胡麻屋の提案は、先年とおなじ一割の「口錢」で紙座を引き受け、三〇〇貫目の「紙座前銀」を用立てるというものである。これまでの「御直売」も、胡麻屋ほか「中かい」をやってくれてこそ成り立っており、紙座契約をすれば藩側が少し損になるかもしれないが、資金繰りからもやむを得ない、というのが国元の見解であり、結局前の史料の契約となったのである。

前述した承応二年(一六五三)の予算大綱では、慶安四年分・承応元年分の楮不作の影響もあって、二万丸の大坂運送、「根銀」(「本銀」・「本ね」)六〇〇貫目、一丸三〇匁、「売上り銀」一五〇貫目(二割半)、紙座取り分一割、減免一三〇貫目であった。この時点での元値一丸三〇匁が明確である。

万治元年（一六五八）六月十一日の史料に、「胡麻屋売残昏大賀手前へ請取売立候古紙四千丸余之代銀二、御米銀少被引足候而、大判百枚・小判式千両・壹歩千切程両替被作せ、能便を以御入国内被差下候へかしと存候」とある。これは、胡麻屋から大賀へ紙座が転換したことを示す史料である。胡麻屋の売り残り紙を「古紙」といつているので、紙座の転換は明暦三年分からということになる。なお、この史料は「仕置銀」備蓄の史料でもある。

万治元年九月二十八日の史料に、「長崎より近日飛脚被指越候、昏座之儀大賀より此節返事仕之由候」とあつて、大賀は長崎商人であることがわかる。この史料の末尾にある紙座契約の藩側提示条件は、つぎのごとくである。

山代昏約諸書替之次第 大形かごとく如此可被相定事、

一昏直段上り下り二不構、本銀二四和利付ニして、買切可申事、
一代銀ハ昏売口ニ不構、二月ニ銀三百貫目、七月ニ三百貫目、八月ニ二百貫目、残所ハ暮極月、少も無滞御公納可申上候事、

一うんちん・蔵敷其外、小々の諸入目共ニ、如此中昏座より相調可申事、

一此中之昏座より銀三百貫目加詰七歩ニして御用ニ立候、今度之昏座請候もの、右三百貫目銀御調替仕、利足五歩ニして御馳走候様ニ可被申談事、

第一条は、本銀（元値）に四割の「売上り銀」で、紙値段の変動にかかわらず紙座の「買切」とする。つづいて代銀は二月に三〇〇

貫目、七月に三〇〇貫目、八月に一〇〇貫目、十二月に残りを公納する。運賃・蔵敷料・諸入目は、これまで通り紙座持ちとする。これまでの紙座から三〇〇貫目を年利七％で借りていたが、今度の紙座からこれを年利五％で借換えにする。承応期と比較して、ずいぶん強気な藩側姿勢が読み取れる。それだけ山代紙の生産・売値が上向いてきたことが表れている。

万治三年十一月十二日付の二史料は、つぎのようである。

一山代紙御売払之儀、太抵大賀宗伯・末次平蔵へ被仰付、私も人数ニ被相加御請相仕、七ヶ年約束之辻ニ万事被仰付等ニ御座候、

一山代昏売払近年ハ手廻しよく、紙座之者も御影を以年々大分之利足取申候、然処今年昏大分売かね、紙座之もの手前ニ有之様ニ被聞召付候、尤七ヶ年間之儀者買切ニ御請申上候条、公儀ニ不被成御構義ニ御座候へ共、余り高利を取候故売口つかへ申物と被思召候、（中略）此段大賀・末次所へも申遣、其上大坂ニ相詰居候兩人手代之者へも被仰渡之辻具ニ可申聞候、

ここでわかるのは、明暦三年分から七か年「買切」契約で紙座になったのは、長崎商人大賀宗伯・末次平蔵（それに国元商人塩田屋道可も加わった）であつたこと、山代紙売却先の大坂へは兩人の手代が派遣されていたこと、元銀に四割付けでの七か年（明暦三年分）（寛文三年分）買い切りに見られるように、山代紙の売却は順調であつたことである。山代紙の販路の中心は、一貫して大坂であつた。

二 寛文期の山代紙

今御差免之事、

9 一山代中六万五百石

内

田方式万石ホト

畠方式万石ホト

楮方式万石ホト

10 一半紙ね段高下、廿四段有之事、

11 一同本ね四和利ニ、こもつき一匁宛公儀被召上ケ候事、

12 一紙支配之者取分、此節之ね段五和利六匁ニして、公儀へ被召

上候残銀壹和利、外ニこもつき五匁、

13 一先年紙ね段高直成節ハ、五和利こもつき十三匁、

14 一山代理銀、元ハ毎年地下入申候、利銀ハ御遣銀ニ相成候事、

但理銀調方ニ理紙と送状仕引分、大坂差上せ候事、

15 一同過上銀と申候ハ、理銀并物成銀勘定ノ上、紙代銀ニ差引、

其外ニ地下へ取申余銀を過上銀と申候事、

16 一同理紙之外ハ、不殘公納紙と申候事、

第一条は、田方年貢の米は九月から納入を始め、十二月が皆済期

限である。前述の承応二年予算大綱では四ツ成として九七〇六石と

見積られ、これに少し米を足して一萬石が「御仕入米」（藩からみ

て投資、百姓からみて飯米）として地下に「売」られる。代銀は公

納紙で決済される。「不足米」（飯米の不足）が三五〇〇〜三六〇〇

石ある（第三条）ので、「山代理銀」で「買米」をして与える（第

本章では、寛文期の山代紙を考察する。この期の山代紙の概要を見通すための好個の史料がある。寛文八年（一六六八）山代代官粟屋五郎兵衛就政によるものと推定される「山代覚書³⁰」である。請紙制の内容と寛文期の実態をよく表しているので、全文を掲げる。

山代覚書

- 1 一米ハ九月ヨリ十二月ニ皆済、
- 2 一紙ハ十月ヨリ明六月ニ皆済、
- 3 一六万石物成ニて不足米三千五六百石、
- 4 一毎年秋ヨリ暮迄ニ、理銀三百五六十貫目入申候事、但此内式百五六十貫目八月末ニ入申候事、
- 5 一山代物成算用、縦ハ寛文八年分をハ、十年ノ正月ニ公勘相調候、
- 6 一先年ハ古手二年ニ一度宛買遣候へ共、近年ハ過上銀引当無之ニ付、買遣不申候、此後過上銀引当有之節ハ、買遣申答候事、古手代銀大形ハ百貫目ホト買申候事、
- 7 一田方物成米和市、公儀より百目ニ付而三石宛ニして立遣候、然共右之米ニテ不足申候故、地下ヨリ買米仕候ニ付、押ニして毎年式石四五斗ノ和市ニして百性中へ遣候事、但買米南前給米ねきりやいニ買申候事、
- 8 一山代中諸役・浮役・田方延米共ニ、先年石高へ入申ニ付、只

七条・一四條)。これは「理紙」の納入で決済される(一六條)。「理銀」(「断銀」とも)は、田方物成米・畠銀・楮銀で構成される「御仕入米銀」(「公納紙」で決済される)とは別に、当該期には「仕置銀」(一四條では「御遣銀」とある)という特別会計から投資される銀である(「理紙」で決済される)。

第二条は、楮の刈り取り・紙漉きは十月に始まるから、紙の収納も同月から始まり、翌年の六月が皆済期限であることを云っている。当年から翌年に年を跨ぐので、「何年分」と明記される。皆済一紙は五、六月ころ作成される。

第四条は、毎年秋(八月)から暮までに、「理銀」が三五〇〜三六〇貫目必要で、そのうち八月末には二五〇〜二六〇貫目が必要であるという。これは楮修飯米・楮買代・楮煮釜ほかの道具代・灰代など(八月)が必要で、暮(十一・十二月)にも紙漉き飯米が必要である^④。

第五条は、山代物成の総決算が、翌年六月の皆済のあと、紙座(商人)の売却代銀納入の片づく暮を待って、翌々年の正月に行われることを云う。

第六条は、「過上銀」があれば、古着を買って山代百姓に与えることが云われている。近年は「過上銀」の引当がないので、買いやえられない。「過上銀」とは、公納紙・理紙の元値(藩が「買う」ときの値段)を超えた銀であり、それがあれば百姓に返ってくるはずのものである(一五條)。

第七条は、田方物成米和市(地下への「売り」値段)が、銀一〇〇匁^①米三石(三石替。一石^②三三・三匁)であると云う。この量では飯米が三五〇〇〜三六〇〇石不足するので、他宰判の知行地米を買うが、その和市は一〇〇匁^③米二石四斗^④五斗(一石^⑤四〇〜四一・七匁)である。さきの承応二年の予算と比較すると、前者の定和市は変わっておらず、以前は市場価格より高く設定されていたが、米価の高騰によってむしろ安くなっていることを示している。南前(防長の瀬戸内側へ津出しする地域)知行地米の相場が、寛文八年頃は一石^⑥四〇〜四一・七匁くらいであったことも興味深い。

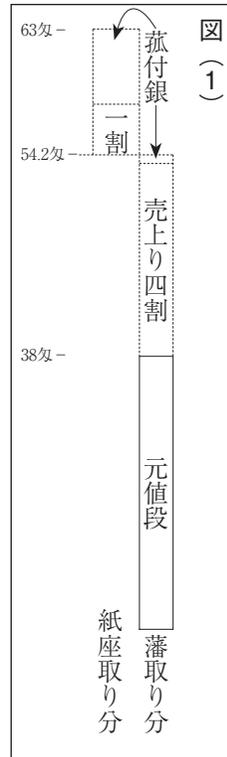
第八条は、山代では検地のさいにすでに石高に織り込んであるの^⑦で、諸郡では懸かるはずの諸役・浮役・田方延米(杓相)が免除されていることを云う。前述したように山代の石高は、紙を多く収納する目的で、わざと高石にしてある。

第九条は、山代惣高が六万〇五〇〇石であることを云う。承応二年段階では惣高五万九八〇石であったので、この数字は首肯でき^⑧るが、内訳の二万石ずつというのはいただけでない。承応二年段階の田方現高二万四二六五石・畠方現高一万二二〇六石・楮石二万三〇五五石に近い数字であったはずである。

第一〇条は、半紙の値段は二四段階あるという。

第一一〜一三条は、半紙の元値段と売却値段のことを云っている。「本ね」というのが公納紙・理紙を収納するときの値段であり、いわば元値段である(「根銀」ともいう)。元値段に四割の「売上り銀」

と「菰付銀」一匁が藩の売却益である。一方「紙支配之者」（紙座商人、この頃は黒屋善四郎）の取り分は、元値段の一割と「菰付銀」五匁である。結局のところこのモデルは、元値に一・五倍と六匁を足したものが売却値段だったことを意味する。寛文八年分の元値段一丸^④三八匁を仮にこれにあてはめると、図（一）のようになる。



元値段三八匁に、「売上り銀」四割の一五・二匁、それに「菰付銀」一匁を加えた、五四・二匁が藩の取り分である。一方紙座の取り分は、元値の一割三・八匁に「菰付銀」五匁を加えた八・八匁である。全体に一丸は六三匁で売れたことになる。そのうち藩の取り分は八六％、紙座商人の取り分は一四％となる。

元値いくら、元値に四割の「売上り銀」、元値に一割の紙座取り分というのは、藩と紙座の契約内容である。前二者だけの契約もありうる（買い切り）。「菰付銀」というのは、元値の一・五倍を超えた、いわば余祿である。「先年紙ね段高直成節」というのは、寛文四年～六年頃を指すと考えられ、売却値段が元値の一・五倍と「菰付銀」一三匁であったという（二三条）。

第四条は、「山代理銀」が毎年必要であり、元銀が出資されて、利銀は「御遣銀」になるという。別稿でも述べたように、当該期の出資元は「仕置銀」を運用している諸役所（御買物方・御貸銀方・浮物方・御銀子方・御貸米方など）であり、後述するように、寛文九年分の「理銀」四九七貫目余は全額「仕置銀」である。投資された「仕置銀」が元値を構成し、これに「利銀」（売上り銀）、右に述べた四割が加わって「御遣銀」（仕置銀）に返ってくる。「理銀」の元銀と「売上り銀」「菰付銀」の関係は、根銀^⑤「御仕入米銀」（本所務分）と「売上り銀」「菰付銀」の関係とまったく同じである。混同を避けるために、「理紙と送り状仕引分、大坂差上せ候」という。名称も「理紙」（理銀の分）と「公納紙」（本所務の分）を区別していた（二六条）。

「理銀」は、承応元年十月七日「国元加判衆奉書」^⑥に、「例年懸候現銀式十貫めいつも此節借用申之由候、其上二畠種かい申もの其外質物等置、新昏に取付申事候、不相成者少々貸候て御納所無由断様二申付候へと申渡候」とあるように、もともとは十月に紙漉きに取り掛かるときの必要経費がない百姓に貸与するもので、例年二〇貫目くらいであった。それが四条によれば三五〇～三六〇貫目、寛文九年分では四九七貫目と膨張している。「公納紙」（本所務分）納入にも欠かせない必要経費を「仕置銀」から貸与し、「理紙」納入で決済させる。「仕置銀」（御遣銀）は、前貸資本の役割を果しており、利殖の最前線にいる。山代百姓は、必要労働部分（自己と家族

の再生産)を確保するために、より多く紙漉き(増漉き)をしなければならぬ。

以上で寛文期山代請紙製の概要がつかめたと思うので、つぎに同期の藩財政史料でより具体的に検証してみよう。

当職毛利就方(寛文四年八月〜同八年二月在職)宛の蔵元兩人役岡周知書状(寛文五〜七年八月二十七日付)⁽⁴²⁾によれば、山代代官粟屋が、「山代楮買申代銀百貳拾貳貫、当月中ニ請取申度候へ共、御貸銀方・御買物方ニも当分御銀子無御座候付相延」、「他国へ楮買ニ遣申儀ニ御座候、此者春之比候へハ、今年之昏漉出之支リニ成」と云っているという。これは理銀(「仕置銀」から出資)で他国楮を買取り、山代で増漉きをしていること、楮買銀が一二〇貫目も予定されていること、「仕置銀」を運用している役所に現銀が不足していること、などを示している。

同じく毛利就方宛大坂都合人井上就相書状(寛文四〜八年十月五日付)⁽⁴³⁾によれば、大坂では米値段一石四六〜四七匁であり、上着紙二万四九一六丸、内七一五六丸は五月までに五割一匁で売り払い、四六二二丸は八月末から現在までに五割二匁で売り払った。売り間えがあつて、三〇〇〇丸は江戸へ五割にして積み廻した。現在一万丸余が売れ残っているが、塩田屋道可が「種々手遣」をしてくれている、という。五割一匁とは、元値段の五割増し(四割が藩、一割が紙座の取り分)と菰付銀一匁を意味する。上着紙二万四九一六丸の事実とあわせて、山代紙の好調を物語る。ほかに萩売却紙二

〇〇〇丸・御用紙があつたはずであるから、公納紙・理紙あわせて二万七〇〇〇丸と推定される。

「寛文八年分山代漉立紙付立」⁽⁴¹⁾によれば、寛文八年分の御用紙一〇〇〇丸(一九〇五二・五匁)・「御売紙」二万三三七四丸(半紙元値一九〇三三八匁)、合計二万六二七四丸・一〇二貫八〇一匁である。紙数二万六二七四丸は、公納紙・理紙をあわせたもの、漉立紙代銀一〇二貫目も両紙をあわせた元値であると考えられる。「御売紙」のうち二〇〇〇丸は萩で、残りは大坂で売却された。御用紙一〇〇〇丸、萩売却紙二〇〇〇丸、大坂売却紙二万三三七四丸となる。なお、前年寛文七年分の漉立紙代銀は、一〇〇二貫五二八匁であるという注記がある。

寛文九年分に入ると、同年七月二十一日付粟屋「山代当内積算」(皮算用の元値段)では、御用紙五二・五貫目と売紙の内物成立用分が六三〇貫目(公納紙の分)、理銀三六〇貫目(理紙の分)、過上銀六二・五貫目で、合計一〇五二・五貫目である。理銀の内訳は、①買米三六〇〇石(八月末と十一月に半々)を一石〇五匁で買い入れる一八〇貫目、②買楮代銀引当(八月末)の一二〇貫目、③釜・灰・道具代銀(八月末)の三〇貫目、④地下小遣銀(八月末)の一七・一貫目、⑤地下御馳走銀(十一月)の一・九貫目である。

寛文十年五月二十一日付粟屋「寛文九年分漉立紙代銀并断銀付立」⁽⁴⁴⁾は、表(4)のとおりである。皆済期の元値段を示している。総計で二万九二九九丸・一一一九貫目余、前年の皮算用より投資が

六七貫目余増えている。紙数は、寛文八年分より三〇二五丸の増加である。半紙を標準とする元値段は、一丸 \equiv 三七匁である。公納紙分（物成銀立用）は、①御用紙五〇・四貫目、②松村の萩売紙一〇二貫目、③大黒屋（京商人）大坂売紙四七〇貫目余の合計六二二・五貫目余である（皮算用では六三〇貫目）。理紙分は、大黒屋売紙の四九七貫目余である（公納紙元銀と理紙元銀の比は、五五・六%と四四・四%）。理銀の元銀は、五役所が運用する「仕置銀」から一〇%出資されており、比率も極めて高い。

寛文十年五月二十八日付粟屋「寛文九年分山代澁立紙皆済付立」^④は、表（5）のとおりである。表（4）から少し動いているが、これが皆済値である。この表で売上り銀と菰付銀が登場する。この部分は四割・菰付銀一匁で、図（1）と同じであり、元値段を加えれば、藩の取り分全体を示していることになる。これに紙座取り分

表（4）寛文九年分澁立紙代銀并断銀附立（寛文10.5.21）

項目	丸	銀（貫目）	備考
半紙（御売紙）	28258	1063.85400	（1丸=37.3匁）
物ノ本紙（御売紙）	124	8.18400	
小菊紙（御売紙）	144	7.33400	御売紙3廉28526丸1069.372貫目
御遺紙（御用紙）	773	50.40225	江戸・京・大坂・萩御用紙御遺物ともに。
合紙数（寛文九ノ澁立紙注）	29299	1119.77425	29299丸（寛文九ノ澁立紙注）
内			
御用紙（山代御物成銀立用ニ相成分）	773	50.40225	（1丸=65.2匁）。江戸・京・大坂・萩御用紙御遺物広折共ニ。
御売紙ニ相成分	28526	1069.37200	（1丸=37.49匁）。
内			
松村長介へ御売せ紙、山代御物成銀へ立用ニ相成分	2500	102.00000	（1丸=40.8匁）。
大黒屋善四郎へ御売せ紙	26026	967.37200	（1丸=37.2匁）。
内			
御公納紙代銀之分		470.11158	御物成銀=公納紙3廉622.51383貫目
御断銀度々申請分		497.26042	御断銀=497.26042貫目
御断銀出資（元銀）内訳			
先御買物方三戸・児玉		80.00000	
御貸銀方石津・内藤		155.00000	
御貸米方世木・石津		21.00000	
浮物方門田		44.00000	
当御買物方岡村・後藤		162.26042	
銀子方楊井・渡辺		35.00000	
小計		497.26042	（これに4割付は198.904貫目）
右山代寛文九年分澁立紙代銀并断銀付立如此御座候、未紙皆済算用不相調候故、少々過不足可有之候へ共、大分之相違者御座有間数候条、以此辻御沙汰可被成候、以上戊ノ五月廿一日 粟屋五郎兵衛 → 岡惣左衛門殿・神代六左衛門殿			
御用紙	773	50.40225	（1丸=65.2匁）
松村	2500	102.00000	（1丸=40.8匁）
大黒屋	12647	470.11158	（1丸=37.1匁）
本紙計（山代御物成銀立用）	15920	622.51383	御物成銀=公納紙分（1丸=39.1丸）
大黒屋御断銀申請分	13379	497.26042	御断銀元銀（1丸=37.1匁）
合	29299	1119.77425	（1丸=38.2匁）

出典：益田17-1-5「寛文九年分澁立紙代銀并断銀附立」（寛文10.5.21）。
 ※この史料は、売上り銀を計上していない元立計算。

表（5）寛文九年分山代澁立紙皆済付立（寛文10.5.28）

項目	丸数	銀（貫目）	備考
半紙	28416	1066.74100	（1丸=37.2匁）
中小杉外15種	1929	66.01025	（1丸=34.2匁） 2廉30345丸、37匁押にして。
紙数	29459	1122.75125	（1丸=38.1匁）
内			
御用紙本銀之分	773	50.43925	（1丸=65.25匁）
御売紙	28686	1072.31200	（1丸=37.38匁）
内			
松村長介売紙之分	2500	100.89400	（1丸=40.4匁→56.5匁→57.5匁）
大黒屋善四郎売紙之分	26186	971.41800	（1丸=37.1匁→51.9匁→52.9匁）
御売紙4割付		428.92480	売上り銀之分（御売紙1072.312×0.4）
御売紙菰付銀丸別1匁宛		28.68600	売上り銀之分（御売紙28686×1匁）
合	28686	1529.92280	内大黒屋売立銀1386.1712貫目

※御売立銀合計の平均1丸=53.3匁。元立計算の平均1丸=38.2匁。
 ※御用紙も合わせると1580.36205貫目。紙数1122.75125貫目の1.4倍。
 ※出典：益田家文書17-1-4「寛文九年分山代澁立紙皆済付立」（寛文10.5.28）。

（二割に菰付銀）を足せば全体の売却値段が確定し、総決算（寛文十一年の正月）ということになる。以上、寛文九年分は、総紙数二万九四五丸（公納紙と理紙の合計）、元値段は一・二二二貫目余（半紙に押した平均は1丸 \equiv 三八匁）となる。この約三万丸は、山代紙生産のおそらく藩政期最大の数値であり、それが寛文後期に達成されていることに注目したい。また、

「仕置銀」をこれだけ投資して、はじめて達成された数値であることにも注目したい。

最後に、当該期藩財政と山代紙の関係を一瞥しておく。寛文九年閏十月十九日付「国元加判衆奉書」⁴⁶には、つぎのようにある。

前々ハ御仕置銀少宛も御蔵ニ有之節者、色々御才覚も相成候由候、近年御所帯御不足有之ニ付而、御蔵銀之内山代御仕入ニ相成候分ハ、元利共ニ大坂より直様江戸御仕送りニ相成候由候、其外少々有之御仕置銀茂、不叶就御用ニ御貸付ニ相成、其手形物御貸銀方・御買物方ニ取置、唯今者現銀御蔵ニ少も無之候、(中略)山代江の御貸付半分も無之候、山代之儀者指置候ても、御仕送ニ仕度儀ニ候へ共、宮内殿如御存知之、御仕入無之候てハ山代昏澆立不相成事ニ候、近年ハ御運送米纒之儀候故、山代昏立銀御所帯一方之御引当ニ候故、肝要之御所務所、指置候儀不相成候、

この時点ですでに、「仕置銀」(特別会計の銀)が江戸へ仕送りされたり(本会計への大量流用)、方々へ貸し出されて現銀が少しも無い状態であることが分かる。山代へ「御仕入」(理銀である)になるはずの大坂売却紙代銀も江戸に仕送りされている。現銀をかき集めても、山代理銀の半分もない。「御仕入」(理銀)がなくては、山代紙の澆き立てが出来ない。近年はかつて五万石、三万石あった大坂運送米も二歩減還付(寛文元年)・馳走銀有免(同六年)で、五〇〇〇石を下回っている。⁴⁷大坂運送米と山代紙は藩財政の二大柱

であり、一方の大坂運送米が右のような状態なので、山代紙にかかる期待は重大である。どうにか理銀を確保したい、というのである。前述のように、寛文九年分は結果的に四九七貫目余の理銀が投資されたのであるが、右の史料はこの時点の藩財政と山代紙の関係を明示して余りある。

おわりに

山代紙は、慶長三井検地の頃から注目されはじめ、はじめて石盛をされた「小成物」(有用樹木)の一種として付け取られた。楮一釜 \parallel 〇・二三石で、畠方高一石に二〇匁を銀納した(楮一釜は、〇・一三石 \times 一〇匁 \parallel 一・三匁の収納)。寛永二年検地では、楮一釜 \parallel 〇・一九石で、畠方高一石に六・八五匁を銀納した(楮一釜は、〇・一九石 \times 六・八五匁 \parallel 一・三匁の収納、和市は米一石 \parallel 一三・七匁で不変、石高は一・四六倍)。寛永検地では、田方をはじめとして高石に設定し、山代を惣蔵入地したが、これは山代請紙制導入の前提作業であった。

寛永五年の「山代御蔵入御究」で楮検地を行い、楮一釜 \parallel 〇・三一石に石盛をし、寛永検地のもう一つの和市(石高一石に一〇匁の収納、米一石 \parallel 二〇匁)を採用して、楮一釜から三・一匁の収納とした(〇・三一 \times 一〇 \parallel 三・一)。ここに山代固有の楮石が成立し、楮一釜 \parallel 〇・三二石の石盛は、貞享検地を経て、寛保三年の楮石「宥

免」まで続いた。楮石は、畠への「二重年貢」と認識されていた。また、この時の帳面楮は七万二〇〇〇釜（一九〓三釜漉きで二万四〇〇〇丸）で、ノルマの設定を意味した。承応期に楮押しが行われたが、ノルマは維持された。帳面楮は、寛文七年の楮検地で六万七〇〇〇釜に、貞享検地で六万二三七〇釜に、享保十九年五万釜に改定された。ノルマ（「御買上」量）が余りに過酷なので、近世前期には地下紙は事実上成立が困難であった。

山代請紙制は、楮石の成立を前提として、楮石からだけでなく、田方石・畠方石の物成をも紙の収納で決済する制度である。高石に設定された田方石の物成は、米で一旦収納された（一万石で、おそらく収穫米のほとんどすべて）が、定和市（承応〓寛文期は三石替）で「山代にて売米」となり、代銀は紙の収納で決済された。楮修甫・紙漉きの重労働を支えるには飯米が不足するので、寛文期には三五〇〇石余の飯米を理銀で買い与えた。畠への「二重年貢」と田への過酷な収奪が重なっているのが、山代請紙制の本質である。山代請紙制は、論理的には楮石成立の寛永五年に成立したとみられ、寛永末には米と並んで藩財政の二大柱の一つとなった。山代紙（山代物成）は、江戸御遣銀に引き当てられた。

山代請紙制の構成要素のうち一つである紙価格・販路は、根銀の設定と大坂市場の動向に表れている。紙収納時の根銀は、慶安〓承応期には一九〓三〇匁に設定されており、これが「御買上」値段（山代百姓から見れば値切り値段）であった。根銀は、寛文期には三七、

八匁に、元禄期には四〇匁以上に設定された。山代紙販路の中心である大坂市場では、商人と紙座契約を結び、売却益は寛永後半期には根銀に四割付けの目安が出来ていた。しかし明暦期までは、楮生産と市場の不安定さに規定され、売却益は伸び悩んでいた。

明暦三年江戸大火と、寛文期にかけての江戸再建・全国的な経済成長の過程を通じて、大坂での山代紙価格は上昇し、売却益は四割付けが定着した。大坂での山代紙価格は、寛文期には一九〓六三〓七〇匁となっていた。

山代理銀は、当初十月ころに紙漉きの必要経費の不足する百姓に貸与する二〇貫目くらいであったが、寛文期には三五〇〓五〇〇貫目に膨張していた。寛文期の理銀（理紙で決済）は、全額仕置銀から投資され、公納紙と同じ売却益が見込める仕置銀利殖の最前線であった。理銀の用途は、買楮代銀・紙修甫飯米・紙漉き飯米・紙漉き道具代などであり、山代百姓の必要労働部分を含んでいる。みずからの再生産を確保するには、山代百姓は増漉き（理紙の納入）をせざるを得ない。逆に云えば、公納紙（本所務分）生産は、必要労働部分に食い込んでいたといえよう。

寛文九年分紙数約三万丸は、近世全期を通しての最大値であり、これがすでに寛文後期に達成されていることは、注目すべきである。ただそれも、仕置銀を大量に投資しての達成であるので、様々な無理を犯している。近世中後期の山代紙が心配である。

近世前期の藩財政は、元和九年仕組（寛永検地と山代請紙制の成

立)、正保三年仕組(二歩減による大坂運送米五万石と大坂運送山代紙二万丸)、承応の再仕組(予算大綱と借銀整理、仕置銀の備蓄開始)を経て、寛文期に入った。どの仕組にも山代紙が密接に関連している。寛文九年分山代紙約三万丸は前期のピークをなし、仕置銀もピークになるはずであった。ところが、大坂運送米は五〇〇〇石を下回り、江戸出費膨脹によって仕置銀さえも江戸仕送りに大量流用され、仕置銀のうち現銀が払底、山代理銀にさえ事欠く有様であった。やがて寛文十年仕組、天和二年仕組、貞享三年検地と続くであろう。

以上、近世前期の山代紙を通観して、山代百姓・山代紙は、藩財政(とりわけ膨脹する江戸出費)補填のための犠牲となったと云え、山代請紙制はまことに過酷な制度であった。

註

- (1) 防長紙同業組合、一九四一年。本稿は、マツノ書店一九七四年復刻版に拠った。
- (2) 「製紙録」(山口県文書館県庁伝来旧藩記録八二四・八二五・八二六。以下、この文書群については「県庁伝来」番号と略記する)。
- (3) 安永六年小幡正蔵「山代温故録」(山口県文書館毛利家文庫「地誌」四〇。以下、毛利家文庫史料の場合、文庫「分類」番号と

略記する)。

- (4) 拙稿「萩藩寛文期の藩財政―益田家文書を中心に―」(科研費補助金基盤研究A報告書『大規模武家文書群による中・近世史科学の統合的研究―萩藩家老益田家文書を素材に―』研究代表者久留島典子、二〇〇八年。なお、『やまぐち学の構築』第四号、二〇〇八年に転載)。拙稿「一七世紀前半の萩藩財政」(科研費補助金基盤研究C報告書『藩財政と地域社会構造に関する総合的研究―萩藩を素材にして―』研究代表者森下徹、二〇〇八年。なお、『山口大学文学会志』第五八卷、二〇〇八年に転載)。
- 拙稿「承応―寛文期の萩藩財政」(同前収載。なお、『やまぐち学の構築』第四号、二〇〇八年に転載)。
- (5) 拙著『近世の検地と年貢』(搞書房、一九九六年)。
- (6) 「周防寛永式年坪付帳」(「県庁伝来」二八三)、「給領御配郡別石高名付付立」(文庫「政理」六)。
- (7) 文庫「巨室」八。
- (8) 「周防御朱印兼重和泉蔵田与三兵衛検見帳」(「県庁伝来」二八〇)。なお、この史料が慶長十年のものであること、および兼重検地との関係については、前掲拙著参照。
- (9) 「周防三井但馬蔵田与三兵衛検見帳」(「県庁伝来」二八一)。
- (10) 庄屋一〇名、百姓一名、計十一名が、物成定に難渋したとして、「誅伐」されたと伝えられている。前掲「山代温故録」の末尾に収載の「山代縣令伝記」など。

- (11) 文庫「巨室」八。
- (12) 寛永元年十月二十日「清水勘右衛門問箇条并当役宍道元兼肩書物」(「大記録」三、文庫「旧記」三)。
- (13) 元和六年八月二十八日「毛利輝元・同秀就定」(平川家文書、『山口県史料編近世』所収)。
- (14) 元和三年四月二十八日「慶長十五年防州都濃郡須万村打渡坪付」(山口県文書館徳山毛利家文庫「徳山毛利打渡帳」一九)。
元和三年となっているのは、この日付で下松藩が成立し、打ち渡されたからである。
- (15) 寛永三年十二月五日「都濃郡須万村打渡坪付」(徳山毛利打渡帳「四九」)。
- (16) 前掲拙稿参照。
- (17) 「譜録平川吉兵衛正豊」(文庫「譜録」ひ一一六)。
- (18) 「諸所江之御状并御奉書扣」(東大史料編纂所蔵益田家文書一五一七)。
- (19) 「御蔵入寛永二十年分請抄一紙」(文庫「財政」一九)。
- (20) 承応二年四月十日「御両国御蔵入物成を以指引物付立」(文庫「継立原書」一一)。
- (21) これは畠銀にもある間違い―畠高一石に一〇匁収納が基準であるが、一部七匁とか八匁が存在し、これを間違いという―が存在するためであろうか。
- (22) 寛文七年カ八月二十七日「蔵元兩人役岡就知・同神代就昌・山代代官粟屋就政連署状」文庫「遠用物近世前期」一一八二に、「先年市川九郎右衛門存知之時楮押申付、其已後数年窮無之」とあることから確かめられる。
- (23) 寛文九年二月二十日「山代新楮附立」、益田家文書三七一九。
- (24) 寛文九年三月十二日「山代代官粟屋就政山代大目積」益田家文書一八一―二四。
- (25) 「下村弥三右衛門手扣」(文庫「政理」七二)。
- (26) 承応二年四月十日「御両国御蔵入物成を以指引物付立」(文庫「継立原書」一一)。
- (27) 「製紙録」に載せる慶安二年手本紙の基準紋相「上」が三〇匁であることから、慶安く承応期の「根銀」設定として首肯できる。ちなみに元禄元年のそれは四〇匁である。このように「根銀」はずっと固定していたわけではない。
- (28) 寛永十七年十月二十三日「大塚新左衛門外二名連署請状」、文庫「遠用物近世前期」二二四八。
- (29) 承応二年四月十日「御両国御蔵入物成を以差引物承応元年分」(「大記録」一)では、「山代御米之代銀・畠・楮銀・其外浮役共根銀之分」六八一・八貫目と、「其外浮役共」が「根銀」に含まれている。
- (30) 「山代温故録」の末尾にある「山代縣令伝記」(文庫「地誌」四〇)。
- (31) 寛永十一年一月十一日当職宍道元兼宛「大塚屋真斎・同長三

郎・同生兵衛請状」、文庫「財政」一四。

(32) 寛永十七年十月二十三日「大塚屋新左衛門外二名連署請状」、文庫「遠用物近世前期」二二四八。

(33) 慶安二年頃「江戸加判衆覚」、文庫「財政」二九。

(34) 文庫「政理」三六二。

(35) 慶安四年十二月三日「国元加判衆奉書」、益田家文書三一—三五「慶安四年諸所江之御状并御奉書扣」。

(36) 万治元年六月十一日大坂頭人岩脇就信宛「当職榎本就時書状」、「大記録」二。

(37) 万治元年カ九月二十八日国元商人塩田久左衛門宛「当職手元役児玉(坂)就辰書状」、文庫「遠用物近世前期」八九八。

(38) 万治三年十一月十二日児玉(坂)就辰宛「塩田屋道可請状」、文庫「遠用物近世前期」五七〇・一八三。

(39) 寛文八年「山代代官粟屋就政覚」、益田家文書一八一—三。粟屋在職期間は寛文五年〜十年。文中に「縦ハ寛文八年分をハ」と出てくることや米・紙の値段から、寛文八年と推定した。

(40) 寛文九年三月十二日「山代代官粟屋就政山代大目積」、益田家文書一八一—二四。同年七月二十一日「山代代官粟屋就政山代当内積」、益田家文書一七一—一一。

(41) 寛文九年七月十七日「山代代官粟屋就政寛文八年分漉立紙付立」、益田家文書一八一—四。

(42) 寛文五〜七年八月二十七日当職毛利就方宛「蔵元兩人役岡就

知書状」、「遠用物近世前期」八二二。

(43) 寛文四〜七年十月五日当職毛利就方宛「大坂都合人井上就相書状」、「遠用物近世前期」九〇四。

(44) 寛文十年五月二十一日「寛文九年分漉立紙代銀并断銀附立」、益田家文書一七一—一五。

(45) 寛文十年五月二十八日「寛文九年分山代漉立紙皆済辻付立」、益田家文書一七一—一四。

(46) 寛文九年閏十月十九日江戸加判衆宛「国元加判衆奉書」(益田家文書一〇一一)。

(47) 前掲拙稿参照。